

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2021年(令和3年)3月25日

控訴人ら主張要旨(治水面)

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 緒方 剛

治水面から本訴訟において控訴人らの主張の要旨を述べます。

1 石木ダムは特定の降雨の場合にのみ治水効果を期待できる

石木ダム建設計画は、川棚川流域の集水域全体に一様に雨が降った場合であり、かつ100年に1度程度の超過確率(計画規模)にて生じると設定した24時間雨量(400mm)かつ3時間雨量(203mm)となり、かつ1時間に豪雨が集中した場合(降雨パターンの場合、甲C1~2)に備えて支流である石木川にダムを設けることにより流量を調整するという計画です。このような非常に限定された場合にのみ治水効果が期待できるものです。

2 石木ダムの治水効果

石木ダムは、川棚川流域のうち僅かに11%(9.3km²)の集水域に豪雨が生じた場合にのみ効果が期待されているものです。この集水域に豪雨が生じた場合には川棚川の流量調整の役割が期待できますが、そうでなければ全く治水効果はありません。また、想定する雨量を下回る場合には川棚川ではダムがなくとも安全に水を流下することができますので、ダムの有無によって洪水被害の程度には全く影響はありません。



(石木川まもり隊HPより引用)

そして、想定される雨量を上回る降雨となった場合には、非常用洪水吐から計画流量を遥かに上回る流量が放出されます。ダムの洪水調節容量を超えると、石木川のダム下流部では河川流量が60m³/秒から一気に280m³/秒以上の流量へと変化します。流量が突如として4倍以上となるのです。急激な水位上昇が生じ、

周囲の土地に越水が生じ、多大な洪水被害が生じます。しかも、住民には十分に避難をする暇もなく、その生命・身体は危険にさらされます。

このように、石木ダムに治水効果を期待できるのは極めて限定された場合のみです。また、想定外の豪雨の場合にはダムがあることでかえって流域住民に危険が生じます。それでは、起業者が想定するような降雨が生じるか否かについて予測をすること自体ができるのでしょうか。

3 気候変動による予測の困難性

気象庁が公表した資料（甲 C49「日本の気候変動2020」）によると、「大雨の頻度及び強さが増す」ことが予測されています。また、豪雨の日の日数は約2.3倍に増加、短時間強雨の頻度も約2.3倍に増加することが予想されています（甲 C49・p15）。他方で、気候変動による影響のため、近年想定しえない降水量となる豪雨が度々発生し、毎年のように甚大な水害の被害の実例が報道されています。これらの水害時には計画規模を超える豪雨が生じています。

このように、昨今の気候変動により想定外の豪雨が生じており、従来想定してきたような降雨とは異なる降り方をします。このため、将来の降雨の予測をなすことは困難であり、流域の全体で豪雨を受け止める総合治水へと政策の転換が図られているところです（甲 C43、甲 C50「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」）。

4 求められる治水対策

そして、ダムには先ほど述べたとおり限界がありますから、川棚川流域のいずれの集水域に降雨が集中しても河道にて流下しうるようにする必要があります。しかし、川棚川流域では、未だに河道の整備すら十分になされていません（原審原告第20準備書面）。河道整備さえ行えば、実際には起業者らが想定する流量（1,400m³/秒）となったとしても流下させること自体可能です。さらに河床掘削により河道に余裕を持たせることもできます。河道の流下能力そのものを低下させれば、想定内外のいずれの降雨に対しても確実に治水上の安全が確保できます。

そして、総合治水の観点から治水を検討する場合には、多種多様な手段があります。中でも田んぼダムによる防災・減災の取り組みは、構造が簡単で、費用が非常に安く抑えられることから、全国各地で広く導入されてきています（甲 C47）。田んぼダムは、ダムを用いた治水手段（甲 C34～35）に比して、各段に安価に行えます。

5 結論

以上のとおり、石木ダムの上水の効果が生じる可能性は極めて限定されており、ダムによりかえって下流域では流域住民に危険が生じます。他方で、確実に効果が期待でき、かつ費用面でも明らかに安価な治水政策があるのです。

にもかかわらず、本件事業では何ら合理的な理由なくダム建設のみに固執しています。かかる不合理な事業のために地域住民らの平穏な生活を侵害されることを許してはなりません。即時事業の執行が停止されるべきです。

以上